

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

スローガン

反射材 小さな光が 大きな安心



【令和7年度茨城県交通安全ポスターコンクール受賞作品】

優秀賞(茨城県警察本部長賞)

筑西市立下館西中学校

江田 朱花 さんの作品 (当時3年生)

優秀賞(茨城県議会議長賞)

結城市立結城東中学校

齊藤 寛人 さんの作品 (当時2年生)

主唱 茨城県交通安全対策会議



歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

安全に道路を横断しましょう！

道路を横断する際は、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。手を挙げる、かざすなどのハンドサインで運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

※令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候などに応じて安全な速度で運転しましょう。



反射材用品を着用して交通事故を防止しましょう！

夕暮れ時以降は、歩行者の姿が思った以上に運転者などから認識しにくくなります。外出する時は、明るい色の服と反射材用品を身につけて自分の存在をアピールしましょう。



夕暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めのライト点灯！夜間はハイビームも活用しましょう！

日没時間が早まるこれからの季節は、早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。夜間帯は速度を落とし、対向車や先行車がない場合は、ハイビームを積極的に活用しましょう。

ながらスマホや飲酒運転を「しない、させない」

運転中のスマートフォン等の使用は非常に危険な行為です。運転に集中し、安全確認を徹底しましょう。

飲酒運転は悪質・危険な犯罪です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志で飲酒運転を社会から根絶しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルール理解・遵守の徹底

ヘルメットは命を守ります！

交通事故に遭っても正しくヘルメットを着用していれば、頭部を保護し、被害を軽減することができます。万が一の事故に備えて、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用、交通ルールを理解しましょう！

16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車安全利用五則をはじめとした交通ルールを正しく理解し、安全運転を心がけましょう。

9月30日水は

「交通事故死ゼロを目指す日」

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

